

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和8年4月10日（金）午前9時30分～午前10時05分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	欠
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（No.16）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

議長	それでは、ただ今から令和8年度第1回農業委員会総会を開催します。
議長	<p>本日は、<u> </u>浅野<u> </u>委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p> 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、6番 松田委員と、7番 谷許委員を指名します。</p> <p> それでは、議事に入ります。</p> <p> 本日の議事につきましては、議案第<u> </u>1号から議案第<u> </u>6号の<u> </u>6議案です。</p>
議長	議案第 <u> </u> 1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u> </u> 6件議題とします。事務局から説明します。
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>以上6件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u> </u>1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7番委員	こちらの農地は、元々譲受人が管理していた農地ですが、すぐ近くの別の農地と名義人が反対になっていた為、今回整理したものです。特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u> </u> 1番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u> </u> 1番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u> </u> 2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1番委員	事案番号2番、3番、4番は同じ1枚の農地ですので、纏めて説明させていただきます。こちらの農地は割田で、別々の3名の方が耕作をされていましたが、耕作不便ということで、竹林寺山ネイチャーファームが譲り受けたということです。特に問題はありません。

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番、3番、4番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番、3番、4番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	譲受人と譲渡人は合意しています。譲受人は適切に管理出来ると思われまますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲渡人は県外在住で、以前から耕作していた譲受人へ譲り渡したものです。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>2</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題 とします。事務局から説明します。

事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号1番及び2番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
1番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>2</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
6番委員	現地確認を行いました。以前から駐車場として利用しており、今回申請となりました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第<u>3</u>号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u>件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)

	<p>事案番号1番から4番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> <p>なお、事案2から4番に関連して、事業計画変更を理由に許可の取下について届出が提出されています。計画規模の変更に伴い再申請を行うものです。取下げについては議案資料33ページにて報告案件としています。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1</u> 番について、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	こちらは、公共施設利用者の為の駐車場を矢掛町土地開発公社が譲り受けるという案件です。特に問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>2番から4番</u> につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。
小田地区 推進委員	先程事務局からも説明がありましたが、一度許可申請があった案件を、事業計画変更の為、一旦取下げ、新しく1筆が追加となり、このような流れとなっています。以前に出た案件ですので、特に問題ありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>2番から4番</u> につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2番から4番</u> につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>4</u> 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明します。
事務局 議 長	(議案朗読説明) 事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	こちらの農地は、周辺は山林に囲まれ、水源も無く、今後も農地として耕作の見込みは無い為、非農地として判断せざるを得ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。
議 長	議案第 <u>5</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画(No. 16)(案)の決定に対する意見について、岸野職務代理及び谷許委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。 (午前 9時 55分 岸野職務代理 退席)
議 長	事務局から説明します。
事務局	議案第5号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。
	(計画の内容について説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>5</u> 号について、意見等がありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 <u>5</u> 号について、「異議なし」と決定します。

	(午前 10時 00分 岸野職務代理 復席)
議 長	<p>議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、岸野職務代理及び多賀委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。</p> <p>(午前 10時 01分 各委員 退席)</p> <p>事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>議案第 6 号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p>
	(計画の内容について説明)
議 長	議案第 6 号につきまして、意見等がありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第 6 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。</p> <p>(午前 10時 03分 岸野職務代理 復席)</p>
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号 2 番、3 番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

矢掛地区 推進委員	事案番号1番、2番について、確認しました。問題ありません。
美川地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号4番から7番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号8番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 許可取下について こちらにつきましては、議案第3号で説明があったため省略します。
議 長	(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
6 番委員	中川地区について確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。